

令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針 〔コンサルタント業務等〕

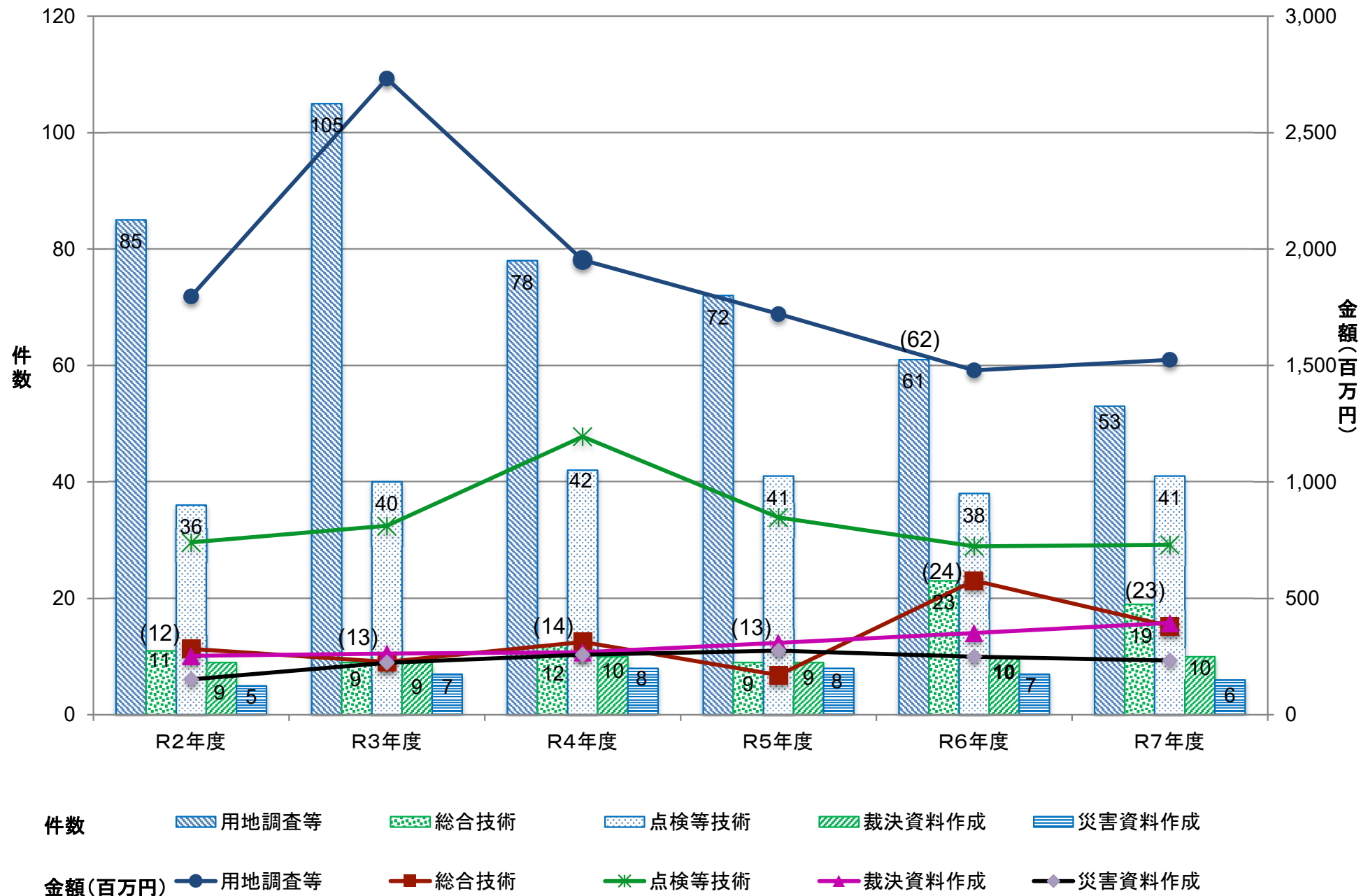
3. 令和8年度 補償コンサルタント業務 における入札契約手続き実施方針等について

令和8年 4月



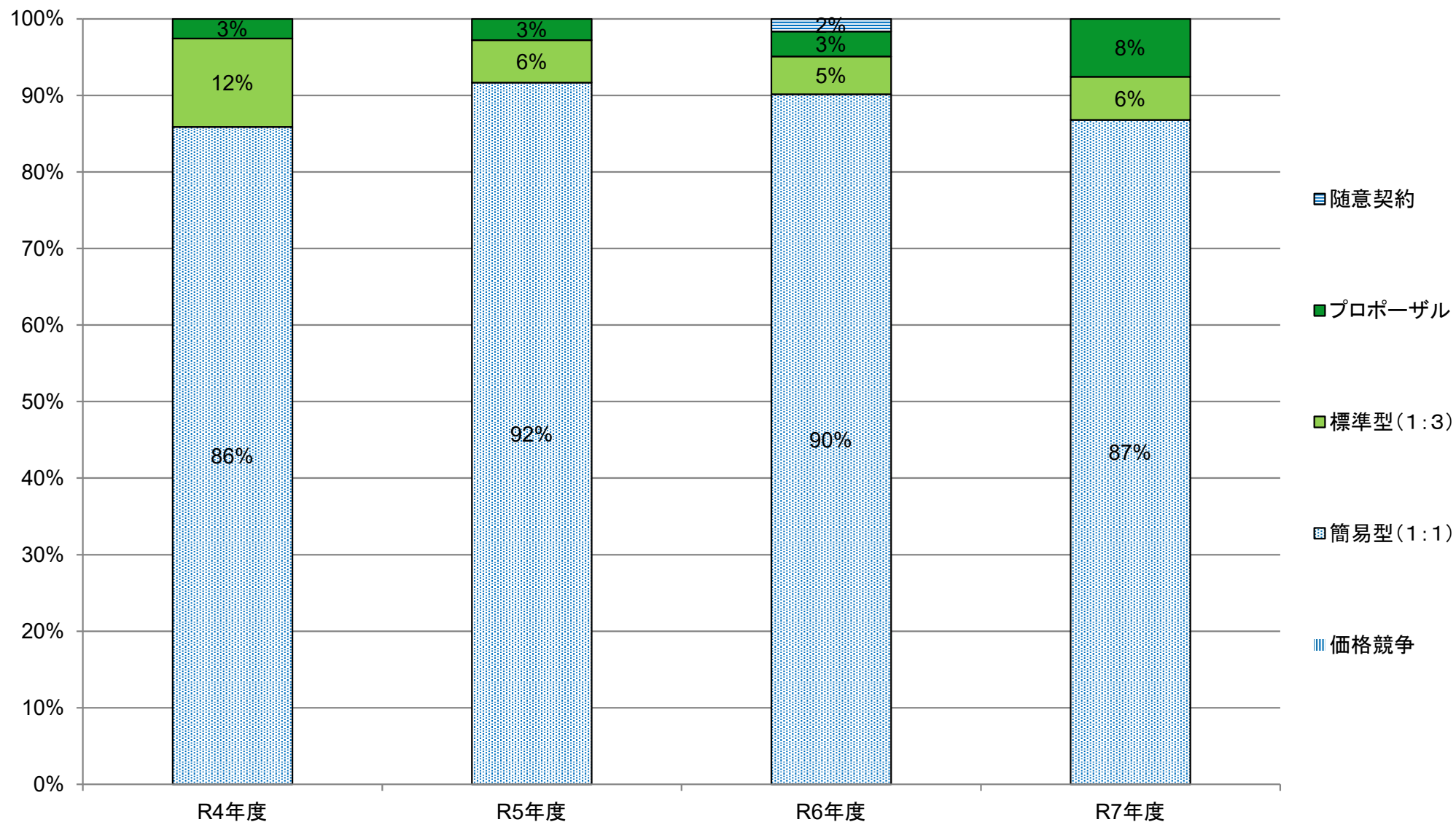
国土交通省 関東地方整備局

1. 補償コンサルタント業務 入札契約状況



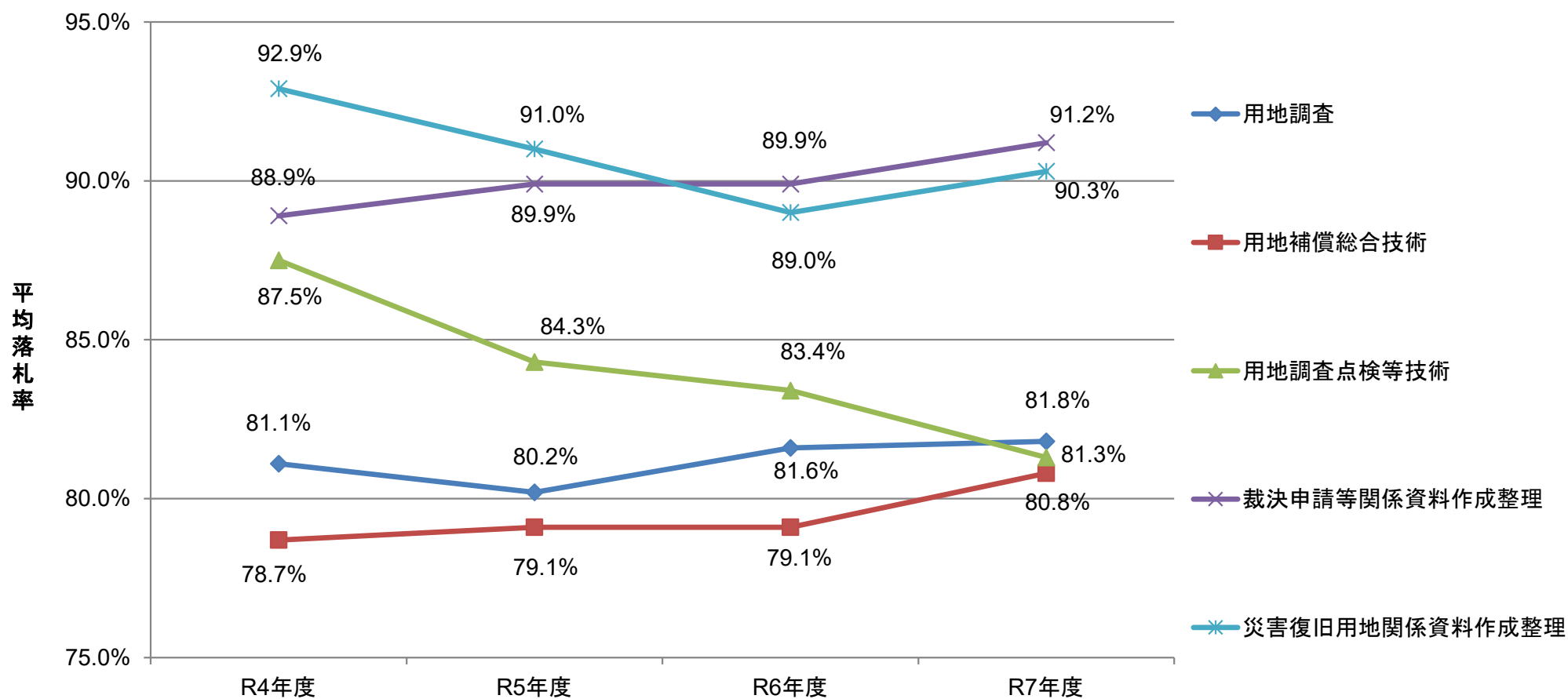
1. 補償コンサルタント業務 入札契約状況

契約方式別の契約状況の推移(用地調査等業務)



1. 補償コンサルタント業務 入札契約状況

補償コンサルタント業務の平均落札率の推移



積算基準【R8. 4～】

No	改正文書	主な改正内容
1	用地調査等業務費積算基準	・所要作業時間等調査の結果を検証し歩掛を新設 - 第6 建物等の調査 4 建物等の調査 (5)石綿分析調査の依頼(表6-14)の歩掛を新設 (6)石綿除去処分の見積(表6-15)の歩掛を新設 - 第14 消費税等調査 2 消費税等調査 (1)営業調査等を伴わない事業者(表14-1)の歩掛を改正 (2)営業調査等を伴う事業者(表14-2)の歩掛を改正
2	用地補償総合技術業務費積算基準	・所要作業時間等調査の結果を検証し率を改正 - 第3 業務費の積算(2)各構成費目の積算 2)直接経費 □ 旅費交通費(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)の率を改正

○若手・女性技術者奨励賞(事務所長等)を評価項目に新規追加【R8.8公示～】

【対象】 用地調査点検等技術業務、裁決申請等関係資料作成整理等業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務

【概要】 若手・女性技術者の育成・確保を目的とし、業務で活躍されている若手・女性技術者において、『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点評価。また、優良表彰の判断基準について区分を細分化。

現行評価基準

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
主任担当者の経験及び能力	優秀技術者表彰、優良業務表彰(技術者)	
	関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く。)で、令和○年度以降令和○年度末(過去4年間)までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。	
	①優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある者。	5
	②上記以外。	0

※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

新規評価基準(案)

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
主任担当者の経験及び能力	優秀技術者表彰、優良業務表彰、若手・女性技術者奨励賞(技術者)	
	関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く。)で、令和○年度以降令和○年度末(過去4年間)までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰、優良業務表彰、又は若手・女性技術者奨励賞の表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。	
	①優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長より受けた経験がある者。	5
	②優秀技術者表彰又は優良業務表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。	3
	③若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。	1
	④上記以外。	0

対象業務

区 分	業務名称
発注者 支援業務等	積算技術業務
	技術審査業務
	工事監督支援業務
	河川巡視支援業務
	河川許可審査支援業務
	ダム管理支援業務
	堰・排水機場管理支援業務
	道路許可審査・適正化指導業務
	用地補償総合技術業務
	調査設計資料作成業務
その他	行政事務補助業務①
	用地調査点検等技術業務
	裁決申請等関係資料作成整理等業務
	災害復旧用地関係資料作成整理等業務
	行政事務補助業務②
	施工体制調査業務

○業務成績評価の上限値・下限値の変更【R8.8公示～】

【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する補償コンサルタント業務

【概要】業務成績評定点（平均点）の経年変化を考慮し、業務成績の評価点分布の分散化を図る。

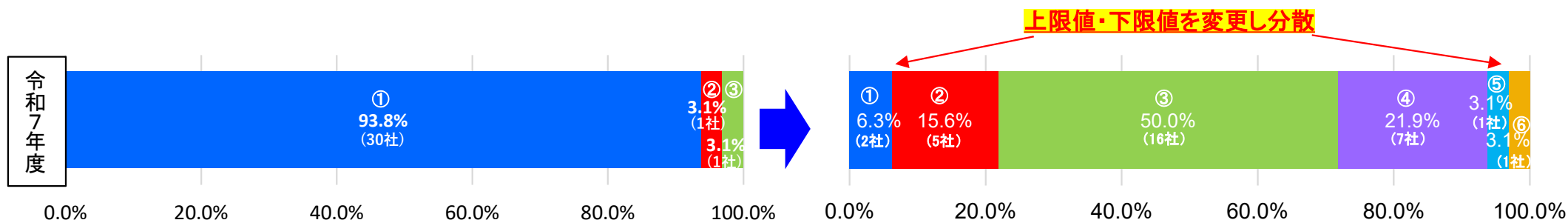
令和8年7月まで

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	77点以上
② 80%	76点以上～77点未満
③ 60%	75点以上～77点未満
④ 40%	74点以上～75点未満
⑤ 20%	73点以上～74点未満
⑥ 0%	60点以上～73点未満

評価区分を
3点ずつUP

現在（令和8年8月から適用）

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 80%	79点以上～80点未満
③ 60%	78点以上～79点未満
④ 40%	77点以上～78点未満
⑤ 20%	76点以上～77点未満
⑥ 0%	60点以上～76点未満



※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和8年度企業評価のグラフは令和7年度企業平均点（R5・6年度完了業務）のデータを元に整理

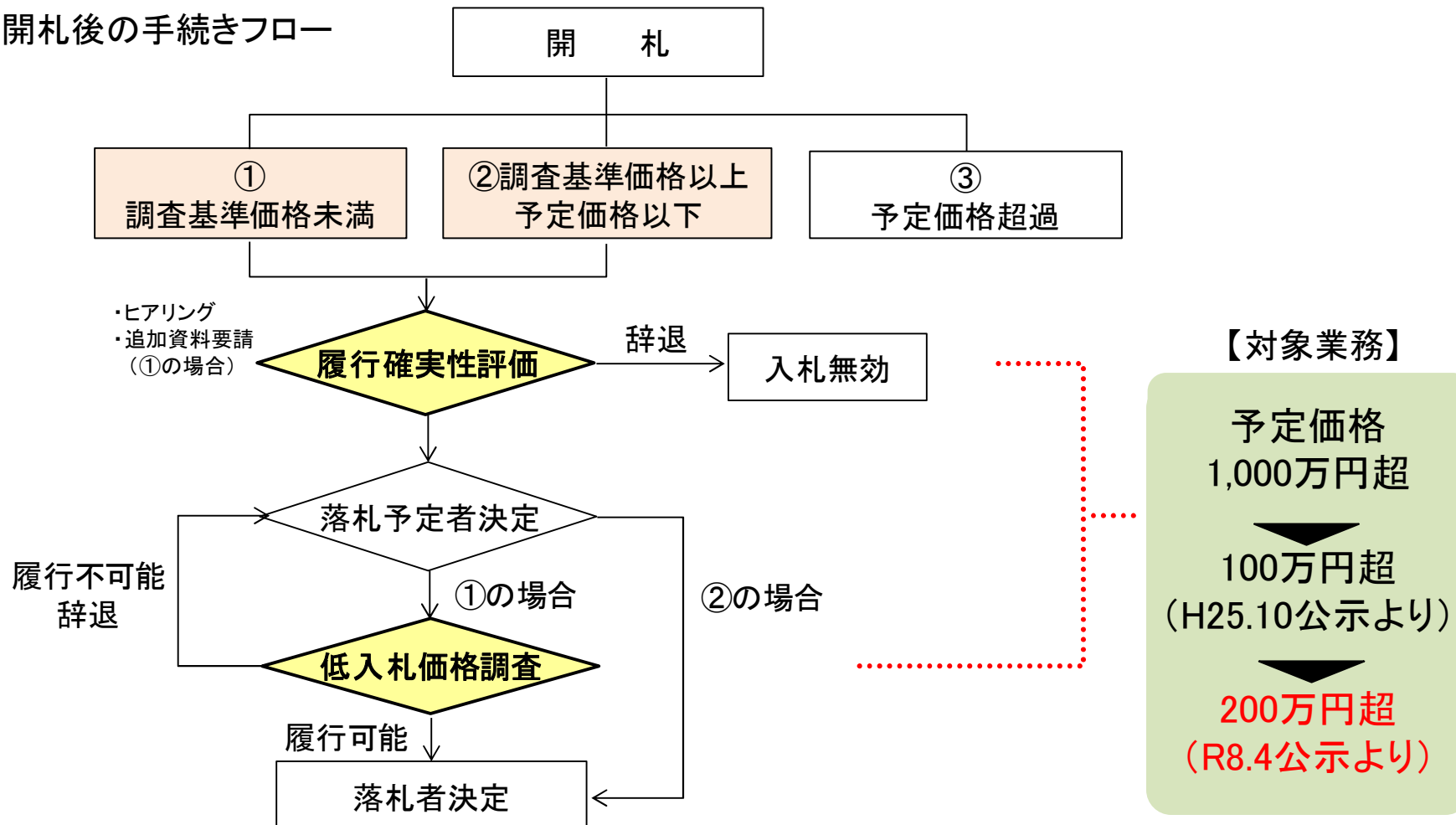
○品質確保基準価格の改正【R8.4公示～】

【対象】総合評価落札方式で発注する予定価格**200万円(改正前100万円)**を超える業務

【概要】品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円超に拡大【H25.10～】

少額随意契約の基準額見直し(R7.4～)に伴い、対象業務の予定価格を200万円超に見直し

■開札後の手続きフロー



○総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について【R8.4公示～】

総合評価落札方式の賃上げを実施する企業の加点割合が現行の「5%」から「3%」に見直されることにより、賃上げの実施に関する評価配点が下表のとおり、変更になります。

■配点の変更

技術点	賃上げ加点 (現行)	賃上げ加点 (変更)	該当する 評価方式
200点	11点	7点	標準型 1 : 3
100点	6点	4点	簡易型 1 : 1
80点	5点	3点	発注者支援業務等

■減点措置の対象案件の変更

- ・ 中小企業等 → 全ての政府調達の総合評価落札方式による案件にて減点【変更なし】
- ・ 大企業 → 全ての国土交通省直轄工事・業務の総合評価落札方式の案件にて減点
【変更、対象を国土交通省直轄の案件に限定】

3. 標準歩掛の検証に向けた所要作業時間等調査について

■標準歩掛の検証について

- ・用地関係業務の積算基準については、H24年度から各業務の所要作業時間実態調査を実施し、順次標準歩掛の検証と改定を行っています。

■令和8年度の調査対象業務【用地調査等業務費積算基準】

- ・ア)第6の3に規定する「**現地踏査**」
第6の4に規定する「**建物の調査**」
第6の5に規定する「**建物等の法令適合性の調査及び算定**」
第6の6に規定する「**工作物の調査**」のうち「**(1)機械設備** ハ **機械設備の見積**」
及び「**(2)生産設備** ハ **生産設備の見積**」
- ・イ)第11「**再算定業務**」に規定する
「**1打合せ協議**」、「**3再算定業務(再調査不要)**」、「**4再調査業務**」のうち(1)及び(5)の場合を除くすべて

■調査期間

令和8年度に実施する業務(**令和8年度に契約する業務のほか、令和7年度に繰越で発注する業務も含む**)
繰越にて発注した業務、既に履行中の業務についても、可能な限り調査の対象とするよう努めること。

■調査対象業務の明示

調査対象となる業務は、その旨特記仕様書又は指示書等の書面で明示

■調査歩掛

調査に関する作業歩掛は、**関東地整HPに掲載**（**用地関係業務費積算基準における留意点について**）

3. 標準歩掛の検証に向けた所要作業時間等調査について

所要作業時間等調査票については関東地方整備局HPにリンクを掲載

「用地」タブ ⇒ 用地行政における官民連携（入札契約関係） ⇒ 用地補償関係業務積算基準について
⇒ <用地関係業務に係る所要作業時間等調査の様式等について>に掲載

<用地関係業務に係る所要作業時間等調査の様式等について>

用地調査等業務について標準歩掛の検証に向けた所要作業時間等調査を行います。対象業務及び対象期間については、下記のとおりです。

【対象業務】

用地調査等業務のうち

- 現地踏査
- 建物の調査
- 建物等の法令適合性の調査及び算定
- 機械設備の見積
- 生産設備の見積
- 再算定業務

【対象期間】

令和8年に実施する業務(令和8年度に契約する業務のほか、令和7年度に繰越で発注した業務も含む)

[所要作業時間等調査票（Excelファイル）をダウンロードできます。\[外部サイト\]](#)

[用地関係業務費積算基準における留意点について\(※別添参照\)\[PDF:56KB\]](#)

《本省HPへ移動しますので、
調査票をダウンロードしてください》